

武蔵野市地域公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、武蔵野市内の各地域の需要に応じ、住民の生活に必要な旅客運送を確保し、その他旅客の利便を増進し、各地域の実情に即した旅客輸送を実現するため、武蔵野市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、武蔵野市緑町二丁目2番28号に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 自家用旅客有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 地域循環バス等地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、会長、副会長、座長及び委員をもって組織する。

（会長、副会長及び座長）

第5条 会長、副会長及び座長は、次条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長及び座長（以下「会長等」という。）を補佐して協議会の業務を掌理し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の委員）

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 武蔵野市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者

- (3) 住民又は利用者を代表する者
 - (4) 関東運輸局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
 - (6) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
 - (7) 交通管理者
 - (8) 道路管理者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- (会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等座長がやむを得ないと認めるときは、座長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 会議は、原則として公開とする。ただし、審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第6条第1項ただし書の規定に該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言等を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- (1) 武蔵野市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (3) 住民又は利用者を代表する者
- (4) 関東運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を

代表する者

- (6) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (7) 交通管理者
- (8) 道路管理者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等座長がやむを得ないと認めるときは、座長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 3の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、審議内容が武蔵野市情報公開条例（平成13年3月武蔵野市条例第5号）第6条第1項ただし書の規定に該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討を行

うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

(謝礼等)

第12条 第6条各号に掲げる委員のうち、住民又は利用者を代表する者及び学識経験者が会議等に出席したときは、謝礼を支払うものとする。ただし、謝礼の辞退の申出があったときは、支払わないものとする。

2 謝礼の額は、1日につき12,000円とする。

3 その他、必要に応じ旅費相当額を支給することができる。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、武蔵野市都市整備部交通企画課に置く。

3 事務局に事務局長、副事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

5 地域公共交通に関する相談等に対応するため、次の連絡窓口を定めるものとする。

(武蔵野市地域公共交通に関する相談窓口)

武蔵野市都市整備部交通企画課地域交通係

連絡先 電話番号 0422 (60) 1859

ファクシミリ番号 0422 (51) 9245

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成21年3月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月19日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月23日から施行する。